

地縁による団体の法人化について

手 引 書

府中市役所 市民生活部

地域づくり課 地域活力創生係（本庁2階）

〒726-8601 府中市府川町315

電話 0847-44-9155

FAX 0847-46-3450

目次

- | | |
|---|-----------------|
| 1 | 地縁による団体の認可について |
| 2 | 地縁団体の認可申請書類について |
| 3 | 認可後の手続きについて |
| 4 | 問合せ先一覧 |

1 地縁による団体の認可について

これまで自治会は、PTAや青年団などと同じく法的には「権利能力なき社団」と位置づけられており、団体名義での不動産の登記等ができませんでした。

しかし、自治会では集会施設などの不動産等を保有している場合が多く、団体名義で不動産を登記ができないため、会長名義や当時の役員の共有名義で登記を行っているようです。ところが、このような個人名義の場合、名義人が転居や死亡などにより自治会員でなくなった場合、名義の変更や相続の問題が生じてしまいます。

このような問題に対応するため、平成3年に地方自治法が改正され、これまで任意の団体であった自治会が、市長の認可を得ることによって、法律上の権利能力を有する「法人格」が認められるようになりました。認可された団体を「認可を受けた地縁による団体（略称：地縁団体）」といいます。

自治会が法人格を得ることによって、不動産等を団体名義での登記等を可能として、これまでの名義人の変更や相続の問題等を解消することができます。

どんな団体が対象となるのか???

この制度は、不動産等の財産の保有、あるいは保有を予定している団体で、一定の区域に住所を有する「地縁（つながり）」に基づいて形成された団体（地縁による団体）で、いわゆる自治会・町内会などを対象にしています。

そのため次のような団体は対象となりません。

- 特定の目的だけを行う団体
（同好会やスポーツ活動や環境美化活動のように特定の活動を行う団体など）
- 構成員に対して、住所以外の特定の条件を要する団体
（老人会や子ども会（年齢制限）、女性会（性別の制限）など）
- 不動産等の権利を保有する予定がない団体
（認可の目的は、不動産等の財産保有上の制限を除くことにあるため、保有または保有の予定があることが認可の前提となります）

法人格を得るためには必要なことは???

自治会・町内会等が法人格を得るためには、市長の認可が必要です。認可を受けるためには、次の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。（地方自治法第260条の2第2項）

- (1) 地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- (2) 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

- (3) 地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。

その区域に住む人すべてが加入できる、という意味です。世帯を単位とすることは認められず、また、区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件を付けてはいけません。相当数とは、その区域の全住民の（自治会・町内会等に参加していない人を含む）の過半数です。

なお、認可を受けた地縁による団体は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことになっています。

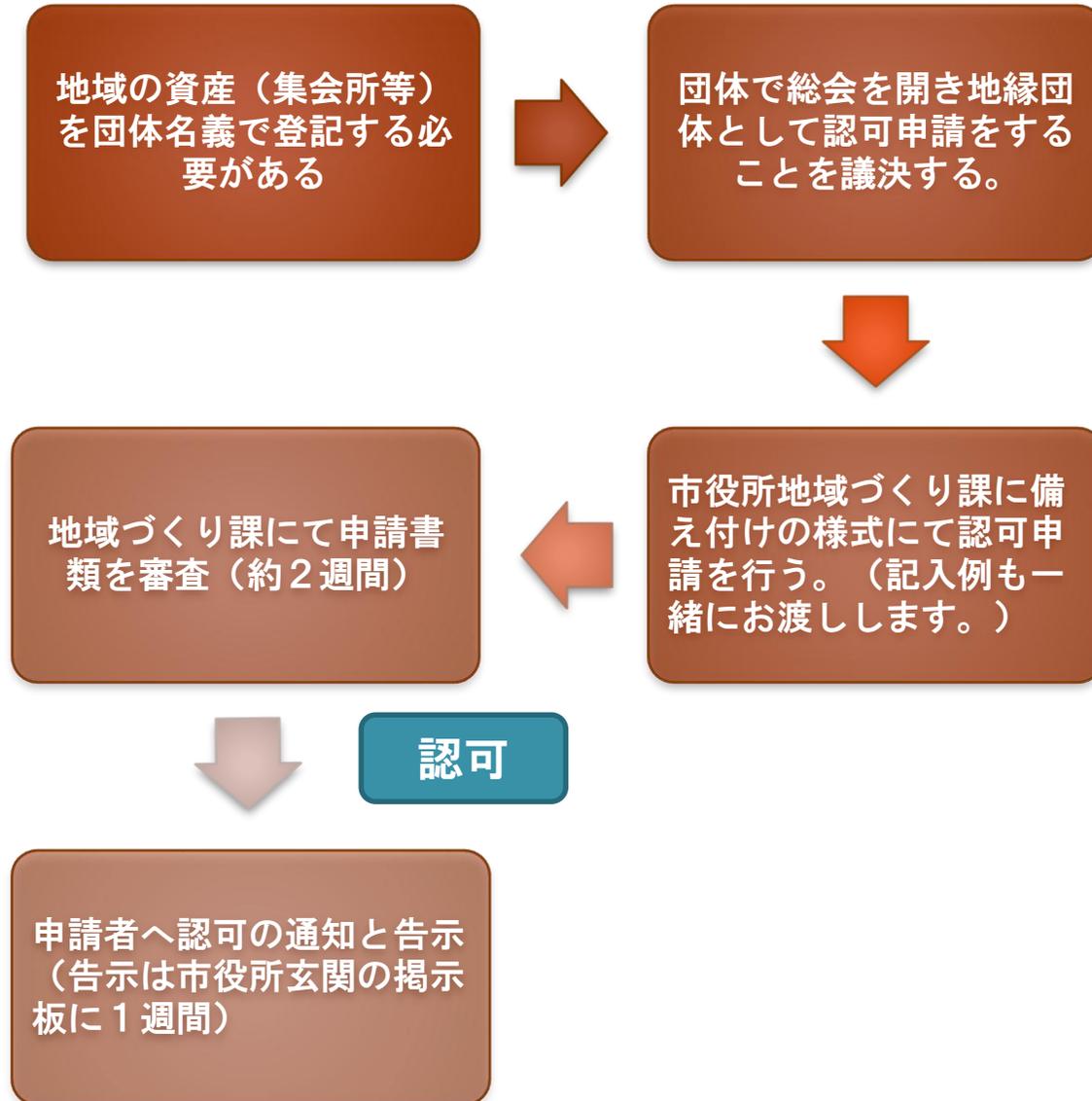
- (4) 規約を定めていること

地方自治法第260条の2に従った内容（①目的 ②名称 ③区域 ④事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項 ⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項）とする必要があると同時に、民法の法人に関する規定の内容（代表者・監事・総会等）に従ったものとする必要があります。

手続きの流れは次のページをご覧ください。

地縁団体の認可申請の流れ

申請から認可まではおよそ1か月を要します。



2 団体の認可申請書類について

団体の認可申請の際に作成する書類は次の（１）から（８）のとおりです。

（１） 規約

規約には次の①～⑧の項目を必ず定める必要があります。

① 目的

「**良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと**」が目的である旨を記載するものであり、特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。ただし、その活動内容は、地縁による団体の権利能力の範囲を明確にする程度活動内容をできる限り具体的に定めることが望ましいです。

② **名称**

団体の名称は、他の法律に抵触しないようにつけてください。
例：商工会でない団体が「商工会」という名称を用いること

③ **区域**

〇〇町の全部、字〇〇の全部、字〇〇のうち〇〇番地から〇〇番地とか字〇〇の〇〇川の南とか北などわかりやすいように記載してください。

④ **主たる事務所の所在地**

代表者の住所とか建物の所在地のことです。
規約における規定の方法も、主たる事務所の番地等を示してもいいし、「代表者の自宅」と定めることも可能です。

- ⑤ **構成員の資格に関する事項（地方自治法第260条の2）**
その区域に住所を有するすべての個人はだれでも構成員になれること、正当な理由がない限り加入を拒んではならないことを記入してください。
加入や脱退等資格の得喪に係る手続事項等を定めることが望ましいです。
ただし、先に述べた点と矛盾する規定は認められません。
区域内に住所を有する法人や組合等の団体が賛助会員になることを妨げるものではありません。区域外の個人、法人は構成員になれません。
- ⑥ **代表者に関する事項（地方自治法第260条の5～9）**
代表者は1人。
代表者の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委任する事務、事故があった場合や罷免の方法等についても記載してください。

- ⑦ **会議に関する事項**（地方自治法第260条の13～15）
通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項を定めてください。

（通常総会は少なくとも年1回開催し、臨時総会は代表者が必要と認めたととき、構成員の〇分の〇以上の要求があったときなどに開催できるなど。定足数）

- ⑧ **資産に関する事項**（地方自治法第260条の4）
資産の構成及び取得、処分等の管理方法等を定めます。地縁による団体は財産目録を作成することとされていますが、資産の構成だけではなく、経費の支弁等その管理についても定めるものです。

なお、この場合、資産の構成は例えば「資産の構成は別に定める資産目録による」とすることも可能です。

- (2) **認可を申請することについて総会で議決した時の議事録の写し
議長及び議事録署名人の署名押印が必要です。**
- (3) **構成員全員の名前及び住所を世帯ごとに記載した名簿
会員である場合には子供の名前なども記載する必要があります。**
- (4) **申請時に不動産または不動産に関する権利等を保有している団体
保有資産目録**
- 申請時に不動産等を保有することを予定している団体
保有予定資産目録**

- (5) **その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類**
一般的には前年度の活動実績報告書（事業報告書、決算書）などで十分です。
- (6) **申請者を代表者に選出した総会の議事録の写し**
議長及び議事録署名人の署名押印が必要です。
- (7) **申請者が代表者になることを受諾した旨の承諾書の写し**
承諾書には申請者本人の署名押印が必要です。
- (8) **区域図**
区域を確定させる場合は、隣接する団体との間に境界についての問題が生じないように事前に話し合ってください。

3 認可後の手続きについて

(1) 法人登記

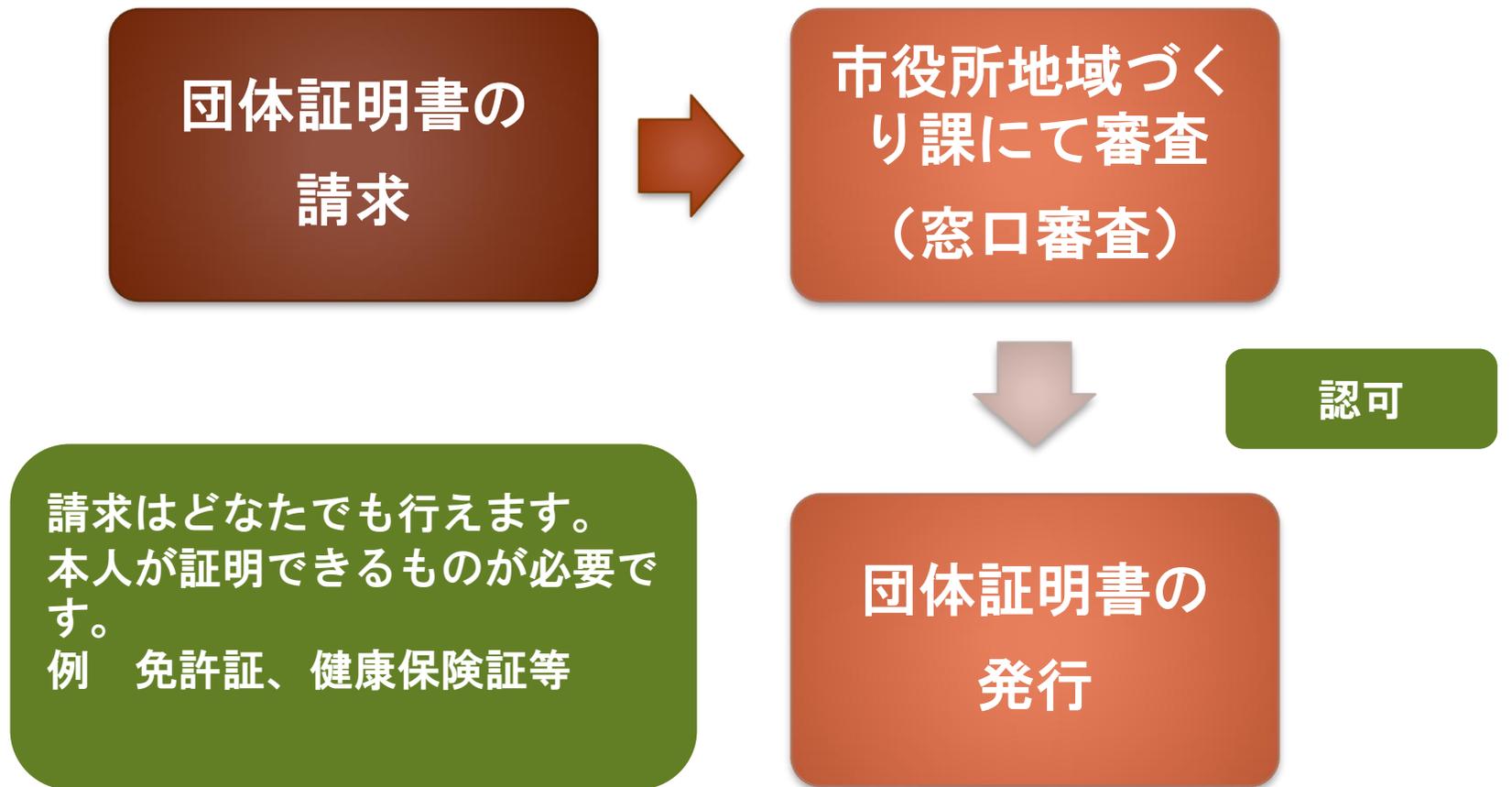
地縁団体の法人登記は、府中市長による告示によってこれにかえることとなります。法務局への法人登記は必要ありません。

(2) 認可地縁団体証明書の発行

認可事務が完了すると地縁団体台帳を市で作成します。自治会が不動産登記申請を行う際にこれらの写しによる証明書が必要となります。

認可地縁団体証明書の発行の流れは次のページをご覧ください。

認可地縁団体の証明書発行の流れ



証明書の発行は1部につき300円必要です。

(3) 認可地縁団体としての印鑑登録

不動産登記等に**必要な地縁団体の印鑑登録を行うことができます。**
手続きについては総務課で受け付けます。

手続きの流れは次のページをご覧ください。

(4) 規約や告示された事項に変更があった場合

認可後、規約や告示された事項を変更した場合は、変更の手続きが必要です。市長の変更認可・告示がないと、変更された事項や規約の内容は変更したことにはならず、効力がないため第三者に対して対抗できません。

● **規約を変更した場合は次の書類を提出して下さい。**

- **規約変更認可申請書（地域づくり課にて様式配布）**
- **規約変更の内容及び理由を記載した書類**
- **規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し）**

● **告示された事項を変更した場合は次の書類を提出して下さい。**

- **告示事項変更届出書（地域づくり課にて様式配布）**
- **告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録の写しなど）**

認可地縁団体の印鑑登録・証明の流れ

登録申請

登録申請書に必要事項を記入し地域づくり課へ申請

申請の際に必要なもの

- ① 代等者等の個人の印鑑（市役所で印鑑登録しているもの）
- ② ①の印鑑の印鑑証明書
- ③ 登録したい印鑑

地域づくり課にて審査、登録

印鑑証明の交付申請

交付申請書に必要事項を記入し総務課へ申請

地域づくり課での審査後、交付します。
（発行は1部につき300円必要です。）

4 問合せ先一覧

【地縁による団体の認可】

府中市役所 地域づくり課 0847-44-9155

【認可地縁団体の課税・課税免除・減免】

国税 府中税務署 0847-45-2570

県税 広島県東部税事務所 084-921-1311

市税 府中市役所 税務課 0847-43-7121

【不動産登記等】

広島法務局 福山支局 084-923-0100

< 参考書籍 >

「新訂 自治会、町内会等法人化の手引」
地縁団体研究会 編集
発行所 株式会社ぎょうせい